

岡山市寝たきり高齢者理容サービス助成事業実施要綱

(平成9年6月1日)

(目的)

第1条 この要綱は、理容所において理容を受ける事が困難な在宅の寝たきり高齢者に対し、理容師の訪問による理容サービス（以下「サービス」という。）を受けた際、これに要する費用の一部を予算の範囲内において助成し、その保健衛生の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 このサービスを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 満65歳以上の者

(2) 本市の住民基本台帳に登録されている者であって、当該登録が申請日から遡って6月以上継続しているもの。

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条第4項第1号に規定する要介護状態区分が3以上と認定されている者であって、要介護状態区分が3以上の認定が申請日から遡って6月以上継続しているもの。

(4) 在宅で寝たきりの状態（以下「寝たきり状態」という。）にある者であって、当該状態が申請日から遡って6月以上継続しているもの。この場合において、申請日の前年度の4月1日から申請日までの間にあつては、次項第1号に掲げる施設への入院又は入所の前後で継続して寝たきり状態である場合には、それらの寝たきり状態の期間を通算する。ただし、当該通算の際には、前々年度以前の期間は算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は事業の対象者から除くものとする。

(1) 病院若しくは診療所に入院している者又は老人保健施設若しくは社会福祉施設に入所している者

(2) サービス実施により健康状態を害し若しくは疾病等を増悪させるおそれのある者又は身体的な状況等の理由により理容サービスを受けることができないと認められる者

(実施内容)

第3条 このサービスは、対象者の居宅において理容を実施するものとし、理容の内容は頭髪の刈り込み及び顔剃りとする。ただし、対象者の健康上又は身体的な状況等の理由により実施困難な内容は除くことができる。

(利用申請)

第4条 サービスを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岡山市寝たきり高齢者理容サービス利用券交付申請書（様式第1号）に岡山市寝たきり高齢者理容サービス助成対象者状況票（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない

ない。

(利用決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、申請書等の内容を審査のうえ速やかに利用の可否を決定し、岡山市寝たきり高齢者理容サービス利用決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。なお、利用の可否の決定に当たっては必要に応じて、民生委員の意見を求めるなど、申請者の実態を調査した上で、総合的に判断して決定するものとする。ただし、利用決定者に対しては岡山市寝たきり高齢者理容サービス利用券（様式第4号。以下「利用券」という。）を持って決定通知書に代えることができる。

(利用券の交付)

第6条 市長はサービスの利用を決定した者（以下「利用者」という。）に対し、交付を決定した月から当該年度内までの月数に応じ、別表のとおり利用券の交付を行うものとし、一人につき年間最高6枚とする。

2 利用券の使用は1回のサービスにつき、1枚とする。

3 利用券の有効期限は、交付した日の属する年度の末日までとする。

(実施者)

第7条 サービスの実施は、岡山県理容生活衛生同業組合（以下「理容組合」という。）に加盟し、市内に営業店舗を有する理容所の理容師が行うものとする。

(実施方法)

第8条 利用者は、サービスを受けようとする場合、その日時等について、あらかじめ理容組合の代表者と連絡し、調整し、理容師の派遣を受けるものとする。

2 サービスを行う日時は、原則として理容所の休業日の通常営業時間帯とする。

3 利用者がサービスを受ける場合、介護者は立ち会い及び必要な介護を行わなければならない。

4 利用者は、サービスを受けた場合、利用券を訪問した理容師に提出するものとする。

(介護者)

第9条 前条3項にいう介護者とは、家族等、日常的に利用者を介護している者をいう。

(費用負担)

第10条 サービスに係る利用者本人の負担額はサービスの内容にかかわらず、1,500円とし、サービスを実施した理容師に支払うものとする。

2 サービスを実施した理容師は、一ヶ月分の利用券を取りまとめ、翌月10日までにサービス実施に要した費用を市長に請求するものとする。

3 市長は、利用券によるサービスを実施した理容師に、利用券1枚につき1,500円を支払うものとする。

(利用券の返還)

第11条 利用者が、第2条第1項に規定する要件を欠いたとき、又は利用券の交付を必要としなくなったときは、速やかに市長に利用券を返還しなければならない。

(禁止事項)

第12条 利用者は、利用券を本人以外の者に使用させてはならない。

2 利用者は、有効期限を過ぎた利用券を使用してはならない。

3 利用者は、利用券を担保に供してはならない。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (省略)

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

利用券交付決定を受けた月	利用券交付枚数
4月初日から 5月末日まで	6枚
6月初日から 7月末日まで	5枚
8月初日から 9月末日まで	4枚
10月初日から 11月末日まで	3枚
12月初日から 1月末日まで	2枚
2月初日から 3月末日まで	1枚

岡山市寝たきり高齢者理容サービス利用券交付申請書

年 月 日

岡 山 市 長 様

申請者 住 所 岡山市
(本人または介護者) 氏 名

(署名又は記名押印)

電話番号

次のとおり寝たきり高齢者理容サービスを申請します。

なお、理容サービスに伴う事故の防止等については、介護者が十分な注意を払います。

対 象 者 (在宅で介護中の65歳以上の寝たきり高齢者に限定)	住 所	岡山市		
	ふりがな	-----		
	氏 名	-----		
	生年月日	年	月	日 (歳)
介護者慰労金の受給	有 ・ 無	慰労金申請月	年	月
現在の対象者の病院等への入院または施設への入所の状況			有 ・ 無	
寝たきり状態になった時期		年 月頃から		
状態区分	○ 要介護度 3・4・5 (年 月 日認定)			
医療機関への入院施設入所の状況 (前年度4月1日から現在までの状況)	医療機関名・施設名		入院期間・入所期間	
			年 月 日～ 年 月 日	
			年 月 日～ 年 月 日	

対象者の身体状況は下記のとおり寝たきり状況であることに相違ありません。

寝たきり高齢者の状況	寝たきりの程度	臥床の状況	屋内での生活は、何らかの介助を要し、日中もベッドの上での生活が主体であるが、座位を保つ 1 介助なしに車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗し、食事、排泄に関して介助を要する
			一日中ベッドの上で過ごし、排泄・食事・入浴・着替えにおいて介助を要し、座位を保たず、常時臥床の状態にある 1 自力で寝返りをうち体位を変える 2 自力で寝返りもうたない
	介助を要する程度	食事の状況	1 おかずを刻んでもらうなど一部介助を要する
			2 全面的に介助を要する
		排泄の状況	1 便器に座らせてもらうなど一部介助を要する
			2 全面的に介助を要する
		入浴の状況	1 体を洗ってもらうなど一部介助を要する
			2 全面的に介助を要する
	着替の状況	1 そでを通してもらうなど一部介助を要する	
		2 全面的に介助を要する	

※臥床の状況に定める項目のいずれかに該当し、かつ、介助を要する程度（食事・排泄・入浴・着替の各状況）に定める項目のいずれか2つ以上に該当すること。

※介護者慰労金の受給が無く、介護者と同一住所でない場合には、民生委員証明が必要となります

民生委員 証明欄	対象者は、在宅にて生活している高齢者に相違ないことを証明します。		
	年	月	日
	地区担当民生委員	氏名	(署名又は記名押印) 電話 (-)

(注) 「介護者」とは、対象者の家族等、日常的に対象者を介護している方です。

受付日	年 月 日
決定日	年 月 日
福祉事務所	北区中央・北区北・中区・東区・南区西・南区南
利用券番号	

岡山市寝たきり高齢者理容サービス助成事業対象者状況票

		昨年度の申請の有無		有・無	
対 象 者	住 所	岡山市 電話番号 (-)			
	ふりがな				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日 (歳)			
介 護 者	住 所	電話番号 (-)			
	ふりがな				続柄
高 齢 者 の 状 況	座 位	() いすに座れる () 支えてもらえば、いすに座れる ; 分			
		() ベット横に腰掛けられる () 支えてもらえば、ベット横に腰掛けられる ; 分			
		() ベットで上半身を起こせる () 支えてもらえば、ベットで上半身を起こせる ; 分			
		() 寝た状態で首を上げられる () 支えてもらえば、寝た状態で首を上げられる ; 分			
視 力	() 普通に見える () やや見えにくい () ほとんど見えない () 全く見えない		聴 力	() 普通に聞こえる () 大声・補聴器により聞こえる () ほとんど聞こえない () 全く聞こえない	
	意志の疎通 () 完全に通じる () ある程度通じる () ほとんど通じない				
問 題 行 動	() 感情の変化が激しく、些細なことで泣いたり、怒ったりする () 落ち着きがなく、じっとしてられない () 急に大声を上げることがある () その他 []				
対象者住居周辺図		*目標物 ()			
駐車場の有無		有・無 ()			

*訪問する理容師に参考資料として提出しますので、できるだけ詳しく記入してください。
 (注) 「介護者」欄には、対象者の家族等、日常的に対象者を介護している方でサービス実施日に立ち会い等の可能な方を、記入してください。
 (福祉事務所控・高齢者福祉課控)

様式第3号

岡山市寝たきり高齢者理容サービス利用決定（却下）通知書

年 月 日

〇 〇 〇 〇 様

岡山市長

印

年 月 日付で申請のありました岡山市寝たきり高齢者理容サービス
助成事業の利用については、次のとおり決定（却下）しましたので通知します。

対 象 者	住 所	岡山市
	氏 名	(年 月 日)
利用券交付枚数	枚	
利用券の有効期限	年 月 日	
却 下 の 理 由		

年度	
岡山市	
寝たきり高齢者理容サービス	
利用券	
利用者氏名	(署名又は記名押印)
実施日	
実施理容師名	
有効期限 年3月31日	
岡山市長 印	

注 意 事 項	
1	この利用券は、1回のサービスにつき1枚の使用とします。
2	実施日について <ul style="list-style-type: none">・ 初回・・・訪問の理容師から連絡がありますので相談して調整してください。・ 2回目以降・・・初回に訪問した理容師と連絡調整してください。
3	サービスを受けるに当たっては、次のものを用意してください。 <ul style="list-style-type: none">・ 敷物・ 湯
4	理容師が車を使用して訪問する場合は、駐車スペースの確保をお願いします。
5	サービス実施後、この利用券に1,500円を添えて、訪問した理容師にお渡してください。
6	この利用券は、紛失しても再発行いたしません。